

タックス・ヘイブン規制の強化

山 口 和 之

- ① タックス・ヘイブンは、一般的に所得に対して、無税または極めて低い税率の国・地域を指している。単一の定義はなく、文献によって異なるが、約 30～70 の国・地域がタックス・ヘイブンと見なされている。
- ② 経済のグローバル化の進展と税負担の少ないタックス・ヘイブンは、税のダンピング（有害な租税競争）を誘発し、個別対応の限界に直面した先進各国は、OECD などによる国際的な取組を進めた。OECD は、2002 年にタックス・ヘイブンのブラックリストを公表するとともに、タックス・ヘイブンとの情報交換協定を促進した。また、EU は、域内の有害な租税競争に対する税制パッケージを 2003 年に採択した。
- ③ このような取組にもかかわらずタックス・ヘイブンの情報の透明化は進まず、今回の金融危機の原因の一つとなったヘッジファンドの多くが規制・監督が及ばないタックス・ヘイブンに設置されていた。また、金融危機への対応で財政が悪化した各国にとって、タックス・ヘイブンを通じた税の流出も放置できなくなった。
- ④ 2009（平成 21）年 4 月の第 2 回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）では、OECD によってタックス・ヘイブンのリストが公表され、非協力的なタックス・ヘイブンへの規制が協議された。
- ⑤ タックス・ヘイブンにある富裕層の資産によって、世界全体で年間 2550 億ドルの税収が失われているとの推計がある。また、富裕層のタックス・ヘイブンの濫用によって、ドイツでは年間 300 億ユーロ（2007 年の税収総額の 7.3%）、米国では年間 1000 億ドル（2007 年の税収総額の 3.4%）の税収が失われているとされている。開発途上国においても、個人の金融資産から年間 150 億ドルから 1240 億ドル、多国籍企業の利益移転によって年間 350 億ドルから 1600 億ドルの税収が失われていると推計されている。

日本のタックス・ヘイブンの濫用により失われる税収は不明であるが、2007 年の企業によるタックス・ヘイブンの特定外国子会社の留保所得の申告漏れは 481 億円、個人の海外資産に関連した相続税の申告漏れが 308 億円にもなっている。
- ⑥ ロンドン・サミット後、情報交換協定の締結は急速に進んでいる。9 月のピッツバーグ・サミットでは、金融安定化理事会に対して遵守状況の報告を求めるとともに、非協力的なタックス・ヘイブンに対して、2010 年 3 月から対抗措置をとることを宣言した。

タックス・ヘイブン規制の強化

財政金融調査室 山口 和之

目 次

はじめに

I タックス・ヘイブンとは

- 1 定義
- 2 タックス・ヘイブンのリスト

II ロンドン・サミットまでの経緯

- 1 タックス・ヘイブンの起源
- 2 タックス・ヘイブンの発展
- 3 タックス・ヘイブンの濫用と各国の対応
- 4 有害な租税競争
- 5 OECD の取組
- 6 EU の取組

III ロンドン・サミット

- 1 新タックス・ヘイブンリストの公表
- 2 タックス・ヘイブン規制強化へ批判

IV タックス・ヘイブンの濫用によって失われる税収

- 1 欧米
- 2 開発途上国
- 3 日本

V ロンドン・サミット後の動き

- 1 各国の対応とピッツバーグ・サミット
- 2 日本の対応

おわりに

はじめに

サブプライム・ローン問題を端緒とした世界的な金融危機を巡って、2009（平成21）年4月2日にロンドンで20か国・地域（G20）首脳による第2回金融・世界経済に関する首脳会合（以下「ロンドン・サミット」とする。）が開催された。サミットでは、金融危機の根本原因が、金融セクター及び金融規制・監督における主要な失敗であるとされ、より統合的な監督・規制枠組みを構築していくことが宣言された。規制の範囲を銀行、シャドバンク⁽¹⁾、私募ファンドを含め、金融システム全体に拡大することが合意された。さらに、税に関する情報交換に非協力的なタックス・ヘイブンに対し制裁措置を講ずる用意があると表明された⁽²⁾。タックス・ヘイブン規制の強化の背景は、ヘッジファンドなどの金融商品の多くが規制・監督の枠外にあるタックス・ヘイブンに設置され、また、タックス・ヘイブンを通じて巨額の税が流出することを各国が看過できなくなったことにある。

本稿では、ロンドン・サミットに至るまでのタックス・ヘイブンを巡る経緯を概観するとともに、タックス・ヘイブンの濫用によって失われる税収、サミット後の動きと今後の見通しを述べる。

I タックス・ヘイブンとは

1 定義

タックス・ヘイブン（tax haven：租税回避地）の定義は様々であるが、一般的には所得または

特定の所得に対し、無税または極めて低い税率を適用するような国又は地域を指していることが多い。その多くは、カリブ海やヨーロッパの小国であるが、先進国においても投資所得の非課税または税の軽減などを行っており、タックス・ヘイブンに単一の定義を与えることは困難であるとされている⁽³⁾。一般的にタックス・ヘイブンは、次のような特徴を有している⁽⁴⁾。

- ・法人の設立、運営、清算が容易
- ・租税及び税外負担が軽い
- ・為替管理がない
- ・企業秘密が確保できる
- ・政治経済が安定している
- ・情報収集が容易

また、タックス・ヘイブンを税から見ると次のように区分できる⁽⁵⁾。

- ①タックス・パラダイス：所得に対する税（所得税、法人税等）がない国・地域（バハマ、バーミューダ、ケイマン諸島等）
- ②タックス・シェルター：国外源泉所得に対する税が非課税か、極めて低い税率の国・地域（香港、リベリア、パナマ等）
- ③タックス・リゾート：特定の会社や事業活動に限って、税制上の恩典がある国・地域（ルクセンブルグ、オランダ、スイス等）

2 タックス・ヘイブンのリスト

タックス・ヘイブンを税の優遇措置と捉えると、多くの国が自国の産業奨励や輸出奨励のための税の優遇措置を持ち、該当する企業などに課税繰延や税の減免措置などを認めているため、世界中のほとんどの国がタックス・ヘイブンと考えることもできる⁽⁶⁾。どの国・地域がタッ

(1) 銀行が設置した連結会計の対象とならないヘッジファンドなどの別投資会社。簿外取引のため、銀行規制の対象とならず、今回の世界金融危機はこのシャドバンキングシステム（影の銀行システム）への取り付け騒ぎであるとの指摘もある。（Paul Krugman, "Partying Like It's 1929," *New York Times*, 2008.3.21）

(2) 「金融システムの強化に関する宣言（仮訳）」外務省, 2009.4.2. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/sengen_fs.html>

(3) 石弘光『現代税制改革史』東洋経済新報社, 2008, p.528.

(4) 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』清文社, 1979, p.3.

(5) 本庄資『国際的脱税・租税回避防止策』大蔵財務協会, 2004, p.402.

クス・ハイブンに該当するかの国際的な共通ルールは存在しない。

タックス・ハイブンを識別する方法としては、指定方式（ブラックリスト、ホワイトリスト）、客観的基準（課税上の基準、課税以外の基準）、両者の併用方式がある。表1は、様々な文献等からタックス・ハイブンと見なされた国・地域を抜き出したものである。

なお、日本では、タックス・ハイブン対策税制が導入された1978（昭和53）年の税制改正ではブラックリスト方式によって軽課税等の国・地域を指定していた。その後、諸外国の税制改正を漏れなく把握して最新情報に対応することが非常に困難であり、指定洩れが結果として課税上の不公平を生ずるなどの理由⁽⁷⁾から、1992（平成4）年税制改正により、指定制度を廃止して、法人の所得に対して課される税が存在しない、または税率が25%以下である国・地域、という客観的基準方式へ変更している。

II ロンドン・サミットまでの経緯

1 タックス・ハイブンの起源

税を軽減するため複数の国々の異なる税法を利用することの起源は、税の発生と同じくらい古いと言われている。タックス・ハイブンの起源については、ローマ教皇領（最初の教皇領は8世紀）、12世紀から14世紀のイギリスのシンク・ポーツ⁽⁸⁾、13世紀のハンザ同盟の都市など、様々な説がある。多くの国が陸続きのヨー

ロッパでは、個人や企業がその所在地を課税上有利な国に移すことはしばしば行われてきた。他方、都市や国家も外国の企業を誘致するために税の優遇を図ってきた。

現在のような形のタックス・ハイブンの始まりは両大戦間期からとされているが、1920年代から1950年代までは、タックス・ハイブンは主に富裕層等の個人の税回避のために利用されていた。

2 タックス・ハイブンの発展

1950年代後半からのユーロダラー市場の発展は、規制のないオフショア金融センターの成立を促し⁽⁹⁾、資源の乏しいカリブ海の小国などの発展途上国のタックス・ハイブンがオフショア金融センター⁽¹⁰⁾として急成長し、多国籍企業などが世界的な税負担の軽減のためタックス・ハイブンの利用を増加させるようになった。天然資源や収入源となる産業に乏しいタックス・ハイブンは、税制上の特典を設けて高い税率の国から実体のない企業を誘致することによって、会社登録税や印紙税などの歳入や金融関連産業による雇用の増加を図った⁽¹¹⁾。この結果、小国の経済力と釣り合わない資金や企業の集中と不自然な経済取引、銀行の秘密保持によって、国際的脱税の温床としてタックス・ハイブンが問題視されるようになった。

カリブ海の著名なタックス・ハイブンの一つであるケイマン諸島は、人口が約49,000人（2009年）、兵庫県の淡路島の1/2ほどの面積の

(6) 同上, p.435.

(7) 「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックス・ハイブン税制）の改正」『改正税法のすべて 平成4年版』1992, pp.202-206.

(8) イギリス中世の英仏海峡にのぞむ重要海港都市の組織。11世紀以来イングランド王の艦隊に船舶と船員を供給するかわりに、海上権に関する特権を与えられた。

(9) 永川秀男『オフショア金融市場—タックス・ハイブンの研究』外国為替貿易研究会, 1985, p.28.

(10) オフショア金融センターとは、非居住者間の金融取引を国内市場と切り離し、制約の少ない自由な取引として認める市場である。租税優遇などにより金融機関以外の企業の誘致も目的としているタックス・ハイブンは少し異なっているが、タックス・ハイブンがオフショア金融センターであることが多い。なお、海運業のタックス・ハイブンであるキプロスやリベリアはオフショア金融センターではない。

(11) 高橋 前掲注(4), p.4.

表1 タックス・ハイブナー覧

	日本 [1]	OECD [2]	金融安定化 フォーラム [3]	金融活動 作業部会 [4]	税公正 ネットワーク [5]	米国会計 検査院 [6]	OECD [7]	米国上院 規制法案 [8]
国・地域名 / 公表年	1978	2000	2000	2000	2005	2008	2009	2009
アジア								
ブルネイ							△	
香港 (中)	×		○		○	○		○
インドネシア				○				
マカオ (中)	×		△		○	○		
ミャンマー				○				
ラブアン (マレーシア)			△		○		×	
フィリピン				○			×	
シンガポール			○		○	○	△	○
台北 (台湾)					○			
中東								
バハレーン	×	○	△		○	○	○	
ドバイ (アラブ首長国連邦)					○			
テルアビブ (イスラエル)					○			
ヨルダン						○		
レバノン			×		○	○		
北米								
ニューヨーク (米)					○			
カリブ諸国								
アンギラ (英)	× *1	○	×		○	○	○	○
アンティグア・バーブーダ	△	○	×		○	○	○	○
アルバ (蘭)	△ *2	○	×		○	○	○	○
バハマ	×	○	×		○	○	○	○
バルバドス	△	○	△		○	○		○
ヴァージン諸島 (英)	×	○	×		○	○	○	○
ケイマン諸島 (英)	×	△	×		○	○	○	○
ドミニカ共和国		○		○	○	○	○	○
グレナダ	△	○		○	○	○	○	○
ジャマイカ	△							
モントセラト (英)	△	○			○	○	○	
アンティル (蘭)	△	○	×		○	○	○	○
セントクリストファー・ネイヴィース	△ *2	○	×		○	○	○	○
セントルシア		○	×		○	○	○	○
セントビンセント及びグレナディーン諸島	△	○	×	○	○	○	○	○
タークス及びカイコス諸島 (英)	×	○	×		○	○	○	○
ヴァージン諸島 (米)		○			○	○		
中南米								
ベリーズ		○	×		○	○	○	○
チリ							△	
コスタリカ	○ *1		×		○	○	×	○
グアテマラ				○			△	
パナマ	○	○	×		○	○	○	○
ウルグアイ	○ *1				○		×	
ベネズエラ	○ *1*2							
欧州								
アンドラ	×	×	△		○	○	○	
オーストリア							△	
ベルギー					○		△	
カンピョーネ・ディターリア (伊)					○			
チャンネル諸島 (ガーンジー、サーク、オル ダニー、ジャージー) (英)	×	○	○		○	○		○

	日本	OECD	金融安定化 フォーラム	金融活動 作業部会	税公正 ネットワーク	米国会計 検査院	OECD	米国上院 規制法案
国・地域名 / 公表年	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]
	1978	2000	2000	2000	2005	2008	2009	2009
キプロス	△*2	△	×		○	○		○
ジブラルタル (英)	△	○	△		○	○	○	○
フランクフルト (独)					○			
ハンガリー					○			
マン島 (英)	×	○	○		○	○		○
アイスランド					○			
インゲーシ (露)					○			
ダブリン (アイルランド)			○		○	○		
ラトビア						○		○
リヒテンシュタイン	×	×	×		○	○	○	○
ロンドン (英)					○			
ルクセンブルグ	△		○		○	○	△	○
マルタ	△*2	△	△		○	○		○
モナコ	×*2	×	△		○	○	○	
オランダ					○			
ロシア				○				
北キプロス					○			
セントヘレナ (英)	○*1							
サンマリノ		△				○	○	
スイス	△		○		○	○	△	○
トリエステ (伊)					○			
ウクライナ				○				
北大西洋								
バーミューダ諸島 (英)	×	△	△		○	○	○	○
マデイラ諸島 (葡)					○			
アフリカ								
エジプト				○				
ジブチ	×							
リベリア	△	×			○	○	○	
メリリヤ (西)					○			
ナイジェリア				○				
サントメ・プリンシペ					○			
ソマリア					○			
南アフリカ					○			
インド洋								
モルディブ	×*2	○			○	○		
モーリシャス		△	×		○	○		
セーシェル	△*2	○	×		○	○		
オセアニア								
クック諸島 (ニューージーランド)	△*2	○	×	○	○	○	○	○
マリアナ諸島 (米)					○			
マーシャル諸島		×	×	○	○	○	○	
ナウル	×	×	×	○	○	○	○	○
ニューカレドニア (仏)	×*1							
ニウエ (ニューージーランド)		○	×	○	○	○	○	
サモア		○	×		○	○	○	○
ソロモン	○*2							
トンガ		○			○			
バヌアツ	×	×	×		○	○	○	○

- (注) [1] ×：全所得軽減税国、○：国外源泉所得軽減税国、△：特定事業所得軽減税国
 *1: 昭和 54 年追加、*2: 昭和 63 年追加。ベネズエラは取り消し。
 平成 4 (1992) 年税制改正で国名リストは廃止。
 [2] ○：タックス・ヘイブン、△：2005 年までに有害税制の除去を約束した国・地域 (2000.6)
 ×：非協力的タックス・ヘイブン (2002.4.18)
 [3] 金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum)：金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際協力の強化を通じて国際金融の安定を促進することを目的に、7 か国蔵相・中央銀行総裁会議によって 1999 年に創設。
 ○：比較的良好なシステムをもつ地域、△：世界標準より劣る地域、×：問題の多い地域
 [4] 金融活動作業部会 (FATF: Financial Action Task Force)：マネー・ロンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 年のアルシュ・サミット (フランス) の宣言を受けて設立された政府間会合。OECD メンバー国を中心に、現在、34 か国・地域が参加している。
 [5] 税公正ネットワーク (Tax Justice Network)：税の役割や脱税、租税回避、租税競争、タックス・ヘイブンなどの有害な影響を研究、分析する研究者、ジャーナリスト、活動家などによる独立組織。
 [6] 米国会計検査院 (U.S. Government Accountability Office: GAO)：米国連邦議会の付属機関。議会からの要請を受け、連邦政府の活動を監視。
 [7] ○：国際的な税制基準に合意したが、まだ、実施されていない国・地域、×：国際的な税制基準に非協力的な国。その後、協力に合意し非協力的国はなくなった、△：その他金融センター

- (出典) [1] 昭和 53 年大蔵省告示第 38 号
 [2] 「OECD 有害税制プロジェクト (非協力的タックス・ヘイブン・リストの公表)」外務省, 2002.4.19. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/th_list.html>
 [3] クリスチアン・シャヴァニユー, ロナン・バラン編, 杉村昌昭訳『タックスヘイブン』作品社, 2007, p.131. (原書名: *Les Paradis Fiscaux*)
 [4] 「非協力的国・地域 (Non-Cooperative Countries and Territories)」警察庁, 2000.6.22 発表, 2002.6.21 最終改訂 <<http://www.npa.go.jp/kokusai2/ncct.htm>>
 [5] “Tax us if you can: A Tax Justice Network Briefing paper,” 2005.9, pp.36-37. <http://www.taxjustice.net/cms/upload/pdf/tuiyc_-_eng_-_web_file.pdf>
 [6] U.S. Government Accountability Office, “International Taxation: Large U.S. Corporations and Federal Contractors with Subsidiaries in Jurisdictions Listed as Tax Havens or Financial Privacy Jurisdictions” (GAO-09-157), 2008.12, pp.12-13. <<http://www.gao.gov/new.items/d09157.pdf>>
 [7] OECD, “A progress report on the jurisdictions surveyed by OECD global forum in implementing the internationally agreed tax standard: Progress made as at 2nd April 2009,” 2009.4. <<http://www.oecd.org/dataoecd/38/14/42497950.pdf>>
 [8] U.S. Senate, “S.506: Stop Tax Haven Abuse Act,” 2009.3.2, pp.9-10. <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=fs506is.txt.pdf>

地域であるが、2008 年の時点で 277 の認可銀行、8 万以上の登記会社、9,000 以上の登録投資ファンド、760 のキャプティブ保険会社⁽¹²⁾がある⁽¹³⁾。2009 年 3 月のケイマンの銀行の対外債権は 1 兆 7410 億ドル、対外債務は 1 兆 7490 億ドルとなっている。ちなみに、同時期の日本の銀行の対外債権は 2 兆 3480 億ドル、

対外債務は 9060 億ドルとなっている⁽¹⁴⁾。また、2007 年のケイマン諸島の一人あたりの名目 GDP は 57,222 ドル⁽¹⁵⁾で、日本 (34,225 ドル) の 1.7 倍となっている。

3 タックス・ヘイブンの濫用と各国の対応

1970 年代に入ると、各国の経済に大きな影

(12) 保険業を営んでいない企業または企業グループが子会社として設立し、その企業または企業グループのリスクのみを専門に引き受ける保険会社。

(13) U.S. Government Accountability Office, “CAYMAN ISLANDS: Business Advantages and Tax Minimization Attract U.S. Persons and Enforcement Challenges Exist” (GAO-08-779T), 2008.7, p.2. <<http://www.gao.gov/new.items/d08779t.pdf>>

(14) Bank for International Settlements (BIS), “External positions of banks in individual reporting countries: 2A In all currencies vis-a-vis all sectors; Provisional data up to 2009Q1,” 2009.7.9. <<http://www.bis.org/statistics/bankstats.htm>>

(15) “Per capita GDP at current prices - US Dollars,” UN data, United Nations Statistics Division. <<http://data.un.org/Data.aspx?q=GDP&d=SNAAMA&f=grID%3a101%3bcurrID%3aUSD%3bpcFlag%3a1>>

響を与えるようになった多国籍企業の活動が、国際連合や経済開発協力機構（OECD）で取り上げられ、多国籍企業によるタックス・ヘイブンの濫用が問題とされるようになった。タックス・ヘイブンの濫用の結果、資本輸出国では、税収の減少、租税モラルの低下、資本移転の歪曲、競争条件の阻害といった弊害が発生するようになった。このため、先進各国はタックス・ヘイブンへの対抗措置をとるようになった。米国の被支配外国法人（Controlled Foreign Company: CFC）⁽¹⁶⁾の特定留保所得を課税対象とした1962年の内国歳入法の改正をはじめとして、1972年にドイツとカナダ、1980年にフランス、1984年に英国でタックス・ヘイブン対策税制が設けられた。

日本においても、1970年代に入ると、経済のグローバル化による対外直接投資の増加とともに日本企業のタックス・ヘイブンへの投資も増加するようになった。70年代後半になると、タックス・ヘイブンに設立した子会社を利用した税負担の不当な軽減の問題が顕在化し⁽¹⁷⁾、税負担の公平の観点から、タックス・ヘイブンに対する立法措置の必要性が論じられるようになった⁽¹⁸⁾。この結果、1978（昭和53）年にタックス・ヘイブン税制（外国子会社合算税制）が導入された。これは、タックス・ヘイブンにある特定外国子会社等⁽¹⁹⁾に留保される所得を、持株割合に応じて日本にある本社の法人所得に合算して課税するものである。

4 有害な租税競争

1990年代に入ると、世界経済が相互依存関

係の緊密度を一層深める中で、多国籍企業は連結実効税率に注目して活動するようになった。為替管理の自由化、情報通信技術の発展による地理的な制約の低下、金融・サービス取引の手段の多様化により、多国籍企業にとって各国の税制の差を利用した租税回避が一層容易になった。この結果、一部の国々の間で、海外から企業を誘致するために税を引き下げる動きが始まり、税のダンピング（有害な租税競争）が問題とされるようになった⁽²⁰⁾。有害な租税競争は、資本⁽²¹⁾のような可動性の高い課税ベースに発生し、これらに対する課税が困難になることから、必要な公共支出をまかなおうとすれば、労働者の賃金や不動産などの可動性の低い課税ベースの比重が相対的に高まることになる。この結果、税体系の公平性、中立性を損ない、資本移転・経済活動に歪みを発生させる恐れがある。また、高額所得者の資産のタックス・ヘイブンへの逃避は、累進度の高い所得税制の効果を失わせ、所得税の再分配機能を制約することになる。

1980年代半ば以降の主要先進国の法人税率（中央政府と地方政府を合わせた実効税率）は、過去25年間に9%から27%下落し、世界全体の平均でも、過去10年間に5.5%下落している（図1）。また、個人所得税（国税）についても、最高税率が過去30年間に11%から43%下落している（図2）。

多国籍企業等による、タックス・ヘイブン子会社の設立とこれを利用した利益の留保に対して、各国は、国際的な二重課税を排除しながら、タックス・ヘイブン税制や移転価格税制等

(16) 議決権の50%超が米国株主に所有されている外国法人。

(17) 「多国籍企業 資金操作のからくり 無税・低税国に子会社 多い「看板だけ」所得隠しに“活用”」『朝日新聞』1976.3.12；「海外脱税、摘発を強化 国税庁「子会社新税」柱に」『読売新聞』1977.8.5, 夕刊。

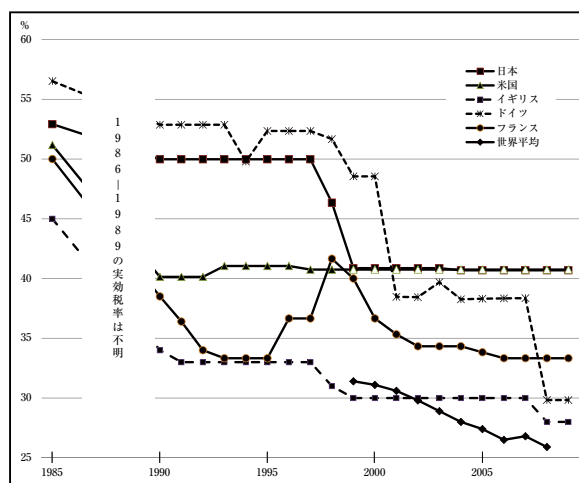
(18) 税制調査会「昭和53年度の税制改正に関する答申」1977.12, p.6。

(19) 日本の法人等が直接・間接に保有する株式等の割合が50%超の外国法人で、法人所得税のない国・地域に本店等を有する法人、または、法人所得税25%以下の法人。

(20) 水野忠恒『国際課税の理論と課題（二訂版）』（21世紀を支える税制の理論 第4巻）税務経理協会, 2005, p.101。

(21) 各国が地続きの欧州では、消費についても税率の違いによる税の回避が発生している（「国境越えた消費税脱税阻止 加盟国間の協力提案 欧州委」『日本経済新聞』2009.8.22）

図1 主要国の法人実効税率の推移

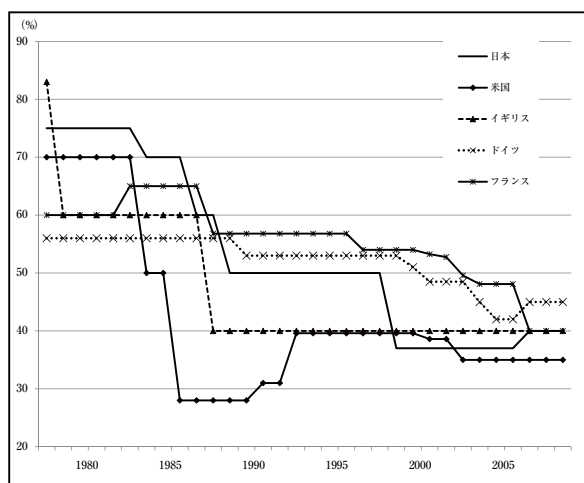


(注) 実効税率：中央政府と地方を合わせたベース（税負担の一部が損金算入されることを調整）

(出典) ・日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス：財務省（大蔵省）「衆議院予算委員会要求資料」昭和60年、平成8年～平成21年

・世界平均（国数は年により異なる。2008年は106か国）：「2008年各国法人税率調査」KPMG, 2008.9. <http://www.kpmg.or.jp/resources/research/r_tax200809.html>より作成。

図2 主要国の個人所得税率（最高税率）の推移



(出典) 川上尚貴編『図説日本の税制 平成20年版』財経詳報社, 2008, p.255; 財務省「日・米・英の所得税（国税）の税率の推移（2009年1月現在）」<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/234.htm>>; 財務省「個人所得税の国際比較（未定稿）」<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/027.htm>>より作成。

によって対抗してきた。しかし、有害な租税競争というグローバルな課題を各国が独力で取り組むことには限界があり、国際機関などによる合意形成が必要となった。また、犯罪組織による資金洗浄（マネーロンダリング）にもタックス・ヘイブンの銀行が利用されていることが明らかになり、この面からも国際協力が必要となった⁽²²⁾。

5 OECDの取組

OECDは、1996年5月の閣僚理事会の求めに応じて、タックス・ヘイブンを利用した租税回避や各国の租税優遇措置などを有害な租税競争として抑制するための活動を開始した⁽²³⁾。この活動は、主要国の支持を得て、同年6月にグローバル化を中心テーマとしたりヨン・サ

ミットの経済コミュニケ⁽²⁴⁾にも盛り込まれた。OECDは、租税委員会に「有害税制フォーラム」を設けて議論を重ね、その結果を報告書として公表した。

1998年の報告で、OECDはタックス・ヘイブンの判定基準を明確にした。この基準は、①無税又は名目的課税、②有効な情報交換の欠如、③透明性の欠如、④実質的な活動の欠如、から構成され、①に加えて、②～④のいずれかに該当する場合にタックス・ヘイブンと判定される⁽²⁵⁾。この判定基準に基づいて、2000年の報告で35か国のタックス・ヘイブンのリストを公表した（表1）。2001年の報告では、タックス・ヘイブンの判定基準を②有効な情報交換の欠如と③透明性の欠如の2つに限定し、これに基づいて、35か国のうち、透明性と実効的

(22) 岩城成幸「テロ資金と「資金洗浄」対策の強化」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』379号, 2001.12.20, p.4.

(23) OECD, "Harmful Tax Competition; An Emerging Global Issue," 1998, p.7.

<<http://www.oecd.org/dataoecd/33/1/1904184.pdf>>（邦訳：水野忠恒監修『有害な税の競争：起こりつつある国際問題』日本租税研究協会, 1998）

(24) 「リヨン・サミット 経済コミュニケー—すべての人々のためにグローバル化を成功させる—（仮訳）」外務省, 1996.6.28. <<http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/summit/lyon/keizai.html>>

(25) OECD, *op.cit.* (23), pp.22-25.

な情報交換の基準の受け入れを表明しない非協力国7か国（ブラックリスト）を2002年に公表した。

OECDは、効果的な情報交換と透明性を高めるため、2002年に情報交換協定のモデル協定を公表し、タックス・ヘイブン対策として二国間の情報交換協定の締結を促進している。2000年以降、英米独仏などの各国はタックス・ヘイブンと情報交換協定を結んでおり、特に、1984年にバルバドスと最初の協定を締結した米国は、現在30か国以上のタックス・ヘイブンとの間で情報交換協定を締結している⁽²⁶⁾。

6 EUの取組

OECDと時を同じくして、欧州連合（EU）においても1997年に、有害な租税競争から生ずる単一市場のひずみの縮小、税収の著しい落ち込みの防止、金融活動などの地理的に移動しやすい課税ベースから移動性の低い労働などへの税負担のシフトを逆転させるため、経済・財務相理事会（ECOFIN）において、有害な租税競争に対する包括的な取組（税制パッケージ）が提案され⁽²⁷⁾、2003年6月に採択された。税制パッケージは、①法人課税に関する行動規範の具体化、②域内非居住者に対する貯蓄・利子源泉課税に関する指令（EU貯蓄課税指令）、③関連企業間の利子とロイヤルティ支払いの課税に関する指令の3項目から成っていた⁽²⁸⁾。

このうちEU貯蓄課税指令は、加盟国が効果的に徴税を行うため、他の加盟国に居住する非居住者の利息等収入に関する情報交換を行い、それに基づき居住者に課税するというもので、個人のタックス・ヘイブン等を利用した脱税の防止を図るものであった。この指令は、2005年から各国で施行されたが、ベルギー、ルクセンブルグ、オーストリアでは、当面、この情報交換を行わない代わりに非居住者の利子所得に源泉課税する⁽²⁹⁾とともに、非加盟のタックス・ヘイブンであるスイス、リヒテンシュタイン、アンドラ、モナコ、サンマリノとも同一条件の協定が締結された。さらに、ジャージー島、マン島、カリブ海諸国、アンティル等とも同様の合意を締結している⁽³⁰⁾。

III ロンドン・サミット

1 新タックス・ヘイブンリストの公表

世界金融危機への対応策を協議したロンドン・サミットでは、首脳声明に先立ってOECDからタックス・ヘイブンのリスト（表1）が2009年4月2日に公表された。このリストの公表は、過去20年間にもわたる協議にもかかわらず情報交換に合意しないタックス・ヘイブンに対し業を煮やした先進国側が、その国名を公表（name and shame）したもので⁽³¹⁾、これに対して中国政府は自領内の香港、マカオがリ

(26) 増井良啓「タックス・ヘイブンとの租税情報交換条約（TIEA）」『税大ジャーナル』11, 2009.6, pp.11-31.

〈http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal/11/11_02.pdf〉

(27) 鶴田廣巳「有害な租税競争と国際租税協調」『会計検査研究』23, 2001.3, pp.86-99.

〈<http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j23d06.pdf>〉

(28) 田中友義「税制調和に取り組むEU」『ITI季報』47, 2002, pp.26-31. 〈<http://www.iti.or.jp/kiho47/47tanakat.pdf>〉

(29) ジェトロ・ブリュッセル・センター「(6) 税制パッケージを正式に採択（EU）」『EUトピック』23, 2003.6.7.

〈<http://www.jetro.be/jp/business/eutopics/EU23-6.pdf>〉

(30) EU, “Savings Taxation: frequently asked questions” (MEMO/05/228), 2005.6.30.

〈<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/228&format=HTML&aged=0&language=en&guiLanguage=en>〉

(31) “Sun setting on tax havens as G20 accord nears; The threat of sanctions against offshore shelters is finally pulling them into line, reports Philip Aldrick,” *Daily Telegraph*, 2009.4.2. 〈<http://www.telegraph.co.uk/finance/financetopics/g20-summit/5090593/G20-summit-Sun-setting-on-tax-havens.html>〉

ストに盛り込まれることを嫌い公表に反対したと報道されている⁽³²⁾。

今回のリストでは、透明性が十分でない36の国・地域がグレーリストに、また、非協力の4か国（コスタリカ、マレーシア、フィリピン、ウルグアイ）がブラックリストに掲載された。

サミットの首脳声明では、金融監督及び規制の強化のため、タックス・ヘイブンを含む情報交換に非協力的な国・地域への規制措置が盛り込まれた⁽³³⁾。さらに、金融システムの強化に関する宣言では、各国に対して税に関する情報交換の国際基準の採用を求めるとともに、税の透明性に関する国際基準を満たさない国・地域に対する効果的な対抗措置の検討を進めることに合意した。また、金融安定理事会（Financial Stability Board:FSB）⁽³⁴⁾と金融活動作業部会（FATF）に対して、各国による基準の採用と実施についての報告を行うことを求めた⁽³⁵⁾。

世界金融危機への対応の中で、タックス・ヘイブン規制の強化が求められた背景は2つあるとされている⁽³⁶⁾。1つは、今回の金融危機の原因の一つとされ、規制強化の対象となるヘッジファンドなどの金融商品の多くがタックス・ヘイブンに設置され、それらを通じて金融バブルが加速したことがある。60%以上のヘッジファンドがタックス・ヘイブンを拠点していると指摘⁽³⁷⁾されているが、タックス・ヘイブンの秘密主義の結果、金融当局の規制・監督

が及ばず、その実態も把握できない。もう1つは、金融危機への対応で財政が悪化した各国にとって、財源の確保を図る必要があり、タックス・ヘイブンを通じた巨額の税の流出を放置できなくなったことがある。

2 タックス・ヘイブン規制強化へ批判

タックス・ヘイブンへの規制強化の動きに対しては、先進国などの力の強い諸国が、開発途上国などの弱い国をタックス・ヘイブンとして一方的に指定しており、公平なものではない⁽³⁸⁾との批判がある。4月2日のOECDのリストに掲載されたルクセンブルグのユンカー首相は、米国のデラウェア州、ネバダ州、ワイオミング州もタックス・ヘイブンである⁽³⁹⁾と批判している。

米国の専門家は、タックス・ヘイブンによって次のような利益をもたらされたと指摘している⁽⁴⁰⁾。先進国において、30年前に比べて所得税や法人税の税率が下がっているのは、経済のグローバル化が進展する中で、各国がタックス・ヘイブン等の税率の低い国・地域に雇用や投資が流出することを恐れたためである。また、タックス・ヘイブンは、いわゆるタックス・ヘイブン国・地域だけでなく、米国のデラウェア州、ネバダ州もタックス・ヘイブンと同様の役割を果たしており、この結果外国から米国へ12兆ドルもの投資が行われている。規制を強化する

(32) 「租税回避地「比など4カ国」、OECDが名指し、情報開示要請へ」『日本経済新聞』2009.4.3.

(33) 「ロンドン・サミット首脳声明（骨子）」外務省, 2009.4.2.

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/communique_k.html〉

(34) 金融システムの安定維持やG20で合意した規制が各国で適切に適用されていることを監督するため、ロンドン・サミットの首脳声明により設立された。主要国のみで構成されていた金融安定化フォーラムを拡充して、G20の全てが参加する形で2009年6月末に発足。

(35) 前掲注(2)

(36) 龍野裕香「世界で動き出す「租税回避地」規制」『エコノミスト』87(32), 2009.6.16, pp.71-73.

(37) Bloomberg, "France, Germany Not Satisfied With G-20, Sarkozy Says (Update3)," 2009.4.1.

〈<http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=20601087&sid=afTpUUPzppmU&refer=home>〉

(38) 酒井孝「米国大統領選挙と海外のタックスヘイブン対策（上）」『共済と保険』50(11), 2008.11, pp.40-47.

(39) "Nevada too busy for Luxembourg," *Daily Telegraph*, 2009. 4.10.

(40) Daniel J. Mitchell, "Why Tax Havens Are a Blessing," *Foreign Policy*, 2009.3.

〈http://www.foreignpolicy.com/story/cms.php?story_id=4230〉

ことによって、この投資の相当部分が外国に流出し、これに係る雇用も喪失する可能性がある。さらに、タックス・ハイブンの秘密主義は、政治、民族、人種、宗教などによって様々な迫害を受ける人々を保護する上で重要な役割を果たしてきた。

IV タックス・ハイブンの濫用によって失われる税収

タックス・ハイブンの濫用は税の流出をまねくとされているが、タックス・ハイブンの金融資産を定量化することは困難であり⁽⁴¹⁾、税収喪失についても明確ではない。このため、以下では、様々な資料で言及されている税収の損失額やタックス・ハイブンに関連した統計などにより、その一端を示すこととする。タックス・ハイブンは、多国籍企業などの法人と富裕層に利用されているため、両者に係る数値を示した。

多国籍企業は、その世界戦略の中で、タックス・ハイブンの特性に応じて様々な子会社を設けて活用している。例えば、利子源泉税のないタックス・ハイブンには、金融子会社を設立して、グループ全体の資金調達を集中させることによって税負担の大幅な軽減を図る。また、国外源泉課税の軽いタックス・ハイブンには、販売子会社を設けて商品取引を集中させることによって、企業全体の税負担の軽減を図る。さ

らに、グループ会社間の移転価格を調整することによって、グループ全体の利益の最大化を図っている⁽⁴²⁾。対外直接投資先の選択に当たっては、税制が一定の影響を与えている可能性があり、低税率国へ利益移転が行われている⁽⁴³⁾とされているが、このような企業の投資活動や利益移転については触れていない。

国際決済銀行(BIS)の統計によると、主なタックス・ハイブンの非居住者の銀行債務残高は5兆9609億ドル(2009年3月)で世界全体の約21%を占めている(表2)。専門家は、オフショア金融センター⁽⁴⁴⁾にある富裕層の個人資産は、世界全体で5.8兆ドルから11.5兆ドルに上ると推計している(表3)。このうち、11.5兆ドルの資産からは年間2550億ドルの税収が失われていると推計している⁽⁴⁵⁾。

国連貿易開発会議(UNCTAD)の統計によると、主なタックス・ハイブンへの直接投資残高は約1兆9700億ドル(2007年)で世界全体の約13%を占めている⁽⁴⁶⁾。

1 欧米

ドイツでは、富裕層のタックス・ハイブンを利用した脱税行為によって年間300億ユーロの税収が失われている⁽⁴⁷⁾とされている。この額は、ドイツの年間税収総額4117億ユーロ(2007年)⁽⁴⁸⁾の7.3%に当たっている。

2008年2月にはリヒテンシュタインのLGT

(41) OECD, "Overview of the OECD's work on countering international tax evasion (A note by the OECD Secretariat)," 2008.10.23, p.2.

〈http://doc.abhatoo.net.ma/DOC/IMG/pdf/Overview_of_OECD_work_on_international_tax_evasion.pdf〉

(42) 王忠毅『日系多国籍企業の財務戦略と取引費用』九州大学出版会, 2002, pp.60-61.

(43) 國枝繁樹「企業税制改革:限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から(レジメ)」(平19.7.13調査9-2)『税制調査会第9回調査分析部会(7月13日)資料』2007.7.13, pp.9-15.

〈<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/tyousa9kai9-2.pdf>〉

(44) 前掲注(10)参照。

(45) "Tax us if you can: A Tax Justice Network Briefing paper," 2005.9, p.3.

〈http://www.taxjustice.net/cms/upload/pdf/tuiyc_-_eng_-_web_file.pdf〉

(46) "Direct investment in reporting economy (FDI Inward)" UNCTAD, FDISTAT.

〈<http://stats.unctad.org/FDI/>〉より算出。

(47) スティーブ・モリヤマ「リヒテンシュタイン公国:明かされるタックス・ハイブンのベール」『日経ビジネス online』2008.3.27. 〈<http://business.nikkeibp.co.jp/article/money/20080324/151018/>〉

表2 主なタックス・ヘイブンにおける非居住者の銀行債務残高

(2009年以外の各年12月末。単位：10億ドル)

	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009.3
バハマ	140.4	205.9	193.6	283.2	311.2	347.4	413.6	518.3	481.8
ケイマン諸島	154.2	407.2	444.6	745.7	1,162.4	1,598.0	1,856.5	1,758.3	1,749.4
アンティル	3.8	3.1	6.6	26.9	19.2	18.6	20.6	20.9	18.6
パナマ	-	-	-	-	15.4	17.7	23.4	27.0	27.2
バーレーン	41.7	51.2	55.6	91.4	113.1	153.3	201.6	197.8	187.2
マカオ	-	-	-	-	6.7	352.8	476.5	15.9	485.6
香港	83.4	409.4	620.3	319.1	305.7	9.2	13.0	504.4	16.8
シンガポール	124.2	344.0	413.4	425.6	545.0	606.5	802.8	795.4	728.7
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	81.1	90.9
ガンジー島	-	-	-	-	119.9	155.4	204.7	207.7	182.5
マン島	-	-	-	-	42.8	51.7	68.6	59.8	56.5
ジャージー島	-	-	-	-	265.2	309.4	349.0	352.9	323.8
ルクセンブルグ	99.4	271.2	382.4	389.6	519.6	607.0	732.6	682.8	624.6
スイス	46.5	321.1	366.6	667.0	864.1	1,002.2	1,393.4	1,030.8	987.5
バーミューダ諸島	-	-	-	-	3.8	3.4	3.2	3.5	3.0
タックス・ヘイブン合計	693.5	2,013.1	2,483.1	2,948.5	4,290.4	5,229.2	6,556.2	6,253.0	5,960.9
全体合計(注)	2,536.4	6,481.2	7,831.3	10,420.7	19,884.4	24,447.9	31,176.7	28,613.4	27,730.3

(注) タックス・ヘイブンを含む42の主要国・地域における非居住者の銀行債務残高の合計。

(出典) Bank for International Settlements (BIS), "External positions of banks in individual reporting countries: 2A In all currencies vis-a-vis all sectors; Provisional data up to 2009Q1," 2009.7.9.
<http://www.bis.org/statistics/bankstats.htm> より作成。

表3 オフショア金融センターの金融資産(推計)

	推計額 (兆ドル)	推計期間
オフショア金融センターの個人資産 [1]	11.5	2005年
オフショア金融センターの高額資産家の個人資産 [2]	8	2008年
オフショア金融センターの資産 [3]	7.3	2007年
オフショア金融センターの資金 [4]	6~7	2000年
オフショア金融センターの高額資産家の個人資産 [5]	5.8	1997年
オフショア金融センターを通じた有価証券投資残高 [6]	1.7	2000年

(注) 高額資産家：金融資産を100万ドル以上保有する個人。

[1] Tax Justice Network, "The price of offshore," 2005.

[2] Oliver Wyman Group, "The Future of Private Banking," March, 2008.

[3] Boston Consulting Group, "Global Wealth 2008," 2008.

[4] Oxfam, "Tax havens: Releasing the Hidden Billion for Poverty Eradication," 2000.

[5] Merrill Lynch/Cap Gemini, "World Wealth Report 1998," 1998.

[6] IMF, "IMF Publishing Global Portfolio Investment Survey," 2000.

(出典) OECD, "Overview of the OECD's work on countering international tax evasion (A note by the OECD Secretariat)," 2008.10.23, p.2. より作成。

銀行を舞台にした大規模な脱税事件が発覚した。これに対して、ドイツ政府は富裕層の所得移転の規制の見直しを決定し⁽⁴⁹⁾、これを受けて、EUも域内での課税逃れの防止策の拡充を始めるとともに、香港やシンガポール等の域外

のタックス・ヘイブンに対して欧州からの資金移動についての情報提供を求める方針を示した⁽⁵⁰⁾。

タックス・ヘイブンを利用した富裕層の脱税の横行に手を焼いた独仏政府は、G8主要国

(48) "SourceOECD Statistics," OECD。年間税収額については以下同。

(49) 「ドイツ、脱税容疑全国で捜索、ドイツポスト社長も辞任、経営者ら1000人対象」『日本経済新聞』2008.2.19, 夕刊。

(50) 「EU、課税逃れ防止策拡充、基金・法人資金に報告義務、今夏にも法改正手続き」『日本経済新聞』2008.3.8。

首脳会議（洞爺湖サミット）の準備のため2008年6月に開かれたG8財務相会合においてタックス・ハイブンの強化を求め⁽⁵¹⁾、共同声明の中で税制の透明性と租税回避に関する取組の強化をOECDに要請した⁽⁵²⁾。さらに、同年7月の洞爺湖サミットの首脳宣言において、OECD基準を完全には実施していない国に対して実施を求めるとともに、OECDに対して取組を強化し、2010年に報告することを奨励した⁽⁵³⁾。

米国においても、2008年にタックス・ハイブンの秘密口座を利用したスイスのUBS銀行の富裕層に対する脱税ほう助事件が発覚した。米国議会上院の国土安全保障・政府問題委員会の常設調査小委員会は、タックス・ハイブンの銀行に係わる公聴会を開催し、その中で、富裕層等のオフショアの濫用により推測で年間1000億ドルの税収が米国から失われていることを明らかにしている⁽⁵⁴⁾。この額は、米国の年間税収総額約2兆9808億ドル（2007年）の約3.4%に当たっている。

米国多国籍企業は、2004年に海外利益約7000億ドルのうち、約160億ドル（米国での実効税率約2.3%）しか納税しておらず⁽⁵⁵⁾、2007年には米国大手企業100社のうち、83社がタックス・ハイブんに子会社を設けている⁽⁵⁶⁾ことも明らかにされた。

2 開発途上国

タックス・ハイブンの税の流出は、先進諸国ばかりでなく、開発途上国の発展にも大きな影響を与えている。公共サービスとインフラの整備は、経済発展の重要な要素であり、それらを整備するためには資金が必要となるが、多くの開発途上国はそれらに必要な税収を確保することに失敗している。2005年についてみると、先進諸国の租税収入の対GDP比は約35%であったが、開発途上国では15%、最も貧しい国々では12%にしか過ぎなかった。このように税収の確保が限定される大きな要因は租税回避や脱税であるとされている。開発途上国の租税回避や脱税による租税収入の損失のうち、国内の要因には地下経済による脱税、国外の要因には企業による国外への利益移転と個人の金融資産のオフショアへの隠匿がある。

国内の租税回避や脱税によって年間2850億ドル、また、多国籍企業の国外への利益移転によって年間350億ドルから1600億ドル、さらに、個人の金融資産のオフショアへの隠匿によって年間150億ドルから1240億ドルの税収が、開発途上国から失われていると推計されている（表4）。これらの金額は、2000年に国際連合が提唱し、2015年を目指して開発途上国がすすめている開発目標であるミレニアム・プロジェクトの達成に必要なとされる開発資金1350億ド

(51) 「租税回避地税制、独仏、見直し要請へ」『日本経済新聞』2008.6.11, 夕刊。

(52) 「G-8財務大臣会合声明のポイント」財務省, 2008.6.14. <<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/su200614.htm>>

(53) 「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言（仮訳）」外務省, 2008.7.8. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/doc080714_ka.html>

(54) U.S. Senate, “Tax Haven Banks and U.S. Tax compliance; staff report; Permanent Subcommittee on Investigations,” 2008.7.17, p.17. <http://hsgac.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Files.View&FileStore_id=82036d15-300b-4f29-bb04-f2bdf5630f39>

(55) “Leveling the Playing Field: Curbing Tax Havens and Removing Tax Incentives For Shifting Jobs Overseas,” The White House, 2009.5.4. <http://www.whitehouse.gov/the_press_office/LEVELING-THE-PLAYING-FIELD-CURBING-TAX-HAVENS-AND-REMOVING-TAX-INCENTIVES-FOR-SHIFTING-JOBS-OVERSEAS/>

(56) U.S. Government Accountability Office, “International Taxation: Large U.S. Corporations and Federal Contractors with Subsidiaries in Jurisdictions Listed as Tax Havens or Financial Privacy Jurisdictions” (GAO-09-157), 2008.12.18, p.4. <<http://www.gao.gov/new.items/d09157.pdf>>

表4 開発途上国における租税回避と脱税による損失（推計）

	推計額 (億ドル)	推計期間
国内要因		
開発途上国内の地下経済活動による税収の損失額 [1]	2,850	年間
国際要因（企業の利益移転）		
不当な交易価格による開発途上国からの利益流出額 [2]	3,710	2002～2006年平均
不当な交易価格と偽装取引による開発途上国からの利益の流出額 [3]	3,500	年間
不当な交易価格による開発途上国から米国への利益移転額 [4]	2,020	2005年
不当な価格を通じた利益移転による開発途上国の税収の損失額 [5]	1,600	2008年
非EU諸国からEU諸国への利益移転と開発途上国に対する米国に起因する税収の損失の合計額 [6]	1,218	2005～2007年平均
企業の利益移転による開発途上国の税収の損失額 [1]	500	年間
企業の利益移転による税収の損失額 [7]	350	1998年
国際要因（個人の金融資産のオフショアでの保有）		
金融資産がオフショアで保有されることによる税収減 [8]	640～1,240	年間
金融資産がオフショアで保有されることによる税収減 [7]	150	年間

(注) [1] Alex Cobham, "Tax evasion, tax avoidance, and development finance" (Queen Elisabeth House Working Paper No. 129), 2005.
 [2] Global Financial Integrity, "Illicit Financial Flows from Developing Countries 2002-2006; Executive Report," 2009.
 [3] Raymond Baker, "Capitalism's Achilles Heel: Dirty Money and How to Renew the Free-Market System," John Wiley & Sons, 2005.
 [4] Simon Pak, "Closing the Floodgates - Collecting Tax to Pay for Development," Commissioned by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs and Tax Justice Network, 2007.
 [5] Christian Aid, "Death and taxes: The true toll of tax dodging," 2008.
 [6] Christian Aid, "False Profits: robbing the poor to keep the rich tax free; A Christian Aid Report," 2009.
 [7] Oxfam, "Tax Havens . Releasing the Hidden Billions for Poverty Eradication" (Oxfam GB Policy Paper), 2000.
 [8] Oxfam, "Tax haven crackdown could deliver 120 bn a year to reduce poverty," 2009.
 (出典) Clemens Fuest et al., "Tax evasion, tax avoidance and tax expenditures in developing countries: A review of the literature" (Report prepared for the UK Department for International Development (DFID)), 2009.6.19. (http://www.dfid.gov.uk/Documents/publications/research/oxford-tax-evasion-report.pdf) より作成。

ル（2006年）、1950億ドル（2015年）⁽⁵⁷⁾を賄うことができる規模ともなっている。

OECDは、タックス・ヘイブンの規制が、先進国ばかりではなく、開発途上国が必要とするインフラを整備するための税収増にも資するものであるとしている⁽⁵⁸⁾。

3 日本

日本企業がタックス・ヘイブンに設立した特定外国子会社数は、1980年の1,376社から2007年には5,959社と約4倍になっている（図3）。

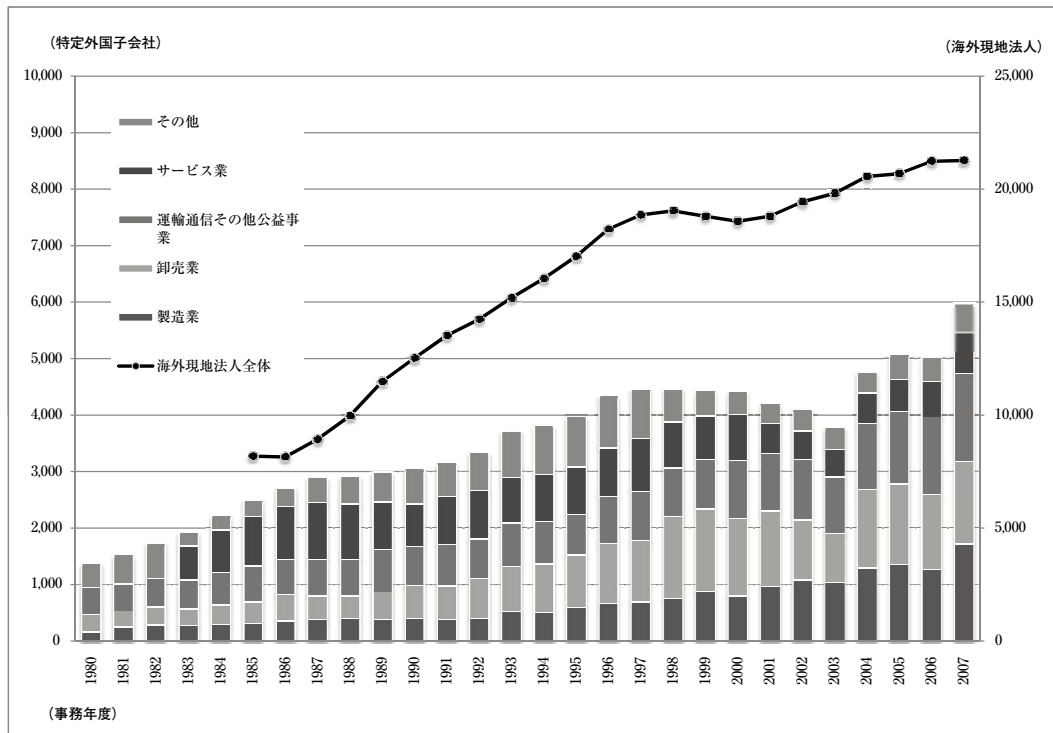
タックス・ヘイブンへの対外直接投資は、

1970年には4300万ドル（対外直接投資全体の4.8%）であったものが、1980年には約7億ドル（全体15%）、2004年には75億ドル（全体の約21%）と、投資額とともに対外直接投資全体に占める比率も増加している（図4）。タックス・ヘイブンへの直接投資の累計額（1951年～2004年）は約1492億ドル（全体の約16%）になっている。累計額を国別に見ると、第1位が米国で、以下、イギリス、オランダと続き、タックス・ヘイブンのケイマン諸島が第4位、パナマが第6位、香港が第9位、シンガポールが第10位と、上位10か国・地域のうち、タックス・ヘイブンが4つを占めている（図5）。

⁽⁵⁷⁾ 「ミレニアム・プロジェクト報告書（開発への投資：MDGs達成のための現実的な計画）（概要）」外務省、2005.1.18. (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/hokoku_gai.html)

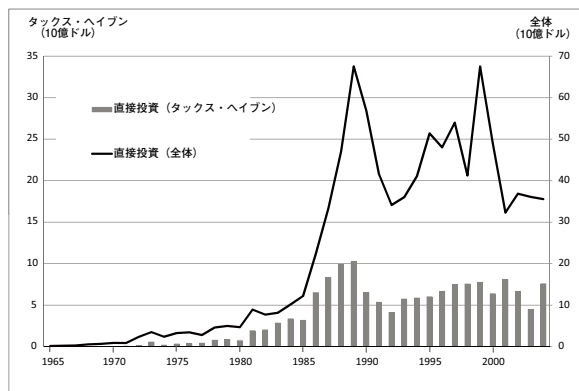
⁽⁵⁸⁾ 「タックスヘイブンの取り締まりは開発途上国に恩恵をもたらす」OECD, 2009.4.24. (http://www.oecd-tokyo.org/theme/tax/2009/20090424taxhaven.html)

図3 タックス・ハイブンを対象とする特定外国子会社数の推移



(注) 資本金1億円以上の内国法人の特定外国子会社が対象。
 (出典) ・特定外国子会社数：財務省（大蔵省）「衆議院予算委員会要求資料」昭和58年～平成21年
 ・海外現地法人数：「海外進出企業総覧」東洋経済新報社、1986～2008、より作成。

図4 日本の対外直接投資の推移（1965-2004）

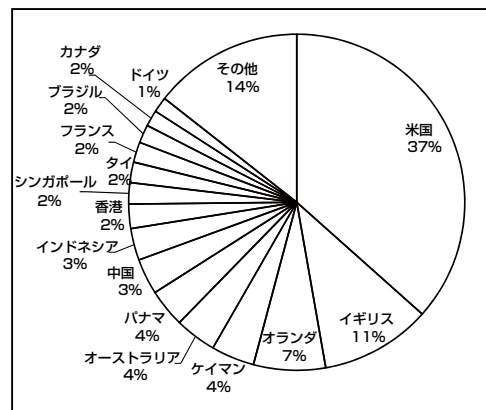


(出典) 日本貿易振興機構（ジェトロ）「日本の国・地域別対外直接投資」
 〈http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/data/jfdi_01.xls〉より作成。

また、タックス・ハイブンの一つであるケイマン諸島への証券投資（資産）残高は、2000年には15兆3020億円（約1530億ドル）で対外証券投資（資産）残高全体の10.2%を占めていたが、2008年には、33兆3717億円（約3337億ドル）と倍増し、残高全体に占める割合も15.5%に増加している（図6）。

日本の銀行による主なタックス・ハイブンの所在地ベースの与信供与をみると、1990

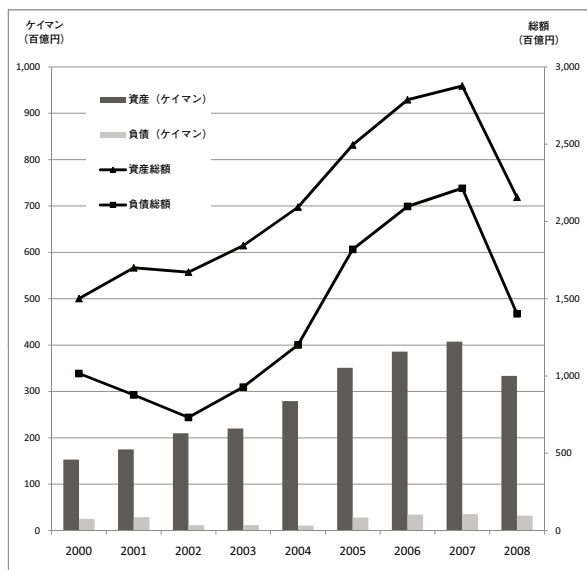
図5 日本の対外直接投資（1951-2004の累計）の地域別割合



(出典) 図4と同じ。

年の2078億ドルが、2008年には約4619億ドル（全体の24.2%）、となっている。この4619億ドルのうち、最終的にタックス・ハイブんに与信されたのは2925億ドルと全体の約6割であり、残りの約4割はタックス・ハイブンを經由して実質的には他国に供与されている（表5）。逆に、米国には、他を通じて、所在地ベースの与信額の約1.6倍、台湾には2.1倍、タイには2.2

図6 ケイマン諸島への証券投資投資（資産・負債）残高の推移



(出典) 日本銀行「直接投資・証券投資残高地域別統計」
 〈http://www.boj.or.jp/type/stat/boj_stat/bop/rdip/index.htm〉より作成。

倍の信用が最終的に供与されている（表6）。

企業によるタックス・ヘイブンの利用によって日本全体でどれくらいの税収が失われているかは明らかではないが、タックス・ヘイブンを利用する企業のうち、申告漏れを指摘された特定外国子会社数は、1980年の47社から2007年には136社に増加しており、課税対象となる留保額の申告漏れ額は、6億円（1980年）から481億円（2007年）に増加している（図7）。

富岡幸雄中央大学名誉教授は、日本のタックス・ヘイブン税制について、規制措置の不備が目立っており、規制強化とともに、国際税務調査の体制整備の強化が必要であると指摘し、規制強化によって、1994（平成6）年度に4400億円の法人税の増収が可能と試算している⁽⁵⁹⁾。この額は、1994年の税収総額86兆5398億円

表5 日本の銀行によるタックス・ヘイブンへの与信供与の推移

(単位:百万ドル)

与信相手先地 / 年月	1990.12		1995.12		2000.12		2005.12		2006.12		2007.12		2008.12		2009.3	
	種類	所在	所在	所在	所在	最終	所在	最終	所在	最終	所在	最終	所在	最終	所在	最終
バハマ		3,314	1,870	889	1,066	792	889	711	1,083	860	1,399	1,103	1,267	1,024		
ケイマン諸島		18,057	26,584	84,480	216,091	93,588	215,919	104,550	247,680	127,415	229,522	122,768	219,655	115,462		
アンチル		3,404	4,234	4,973	2,434	868	2,577	1,035	4,705	2,926	6,512	3,942	5,652	3,259		
パナマ		8,798	13,570	16,421	16,272	4,615	18,318	4,980	21,994	6,367	30,613	8,759	30,707	8,486		
バーレーン		1,025	963	1,090	1,604	1,531	2,349	2,329	2,045	1,784	1,567	1,323	1,497	1,281		
香港		88,278	133,146	35,259	15,294	19,205	24,784	22,584	29,150	29,632	26,427	30,550	22,093	28,311		
レバノン		3	13	7	32	41	34	51	42	43	43	37	31	24		
シンガポール		79,311	76,929	26,681	16,918	11,847	22,709	16,055	31,215	24,343	30,287	27,188	27,676	25,792		
ガンジー島		-	-	-	2,613	2,201	2,944	2,447	4,372	3,632	5,214	4,269	4,447	3,532		
マン島		-	-	-	206	6	825	129	837	167	1,357	269	1,341	198		
ジャージー島		-	-	-	14,602	12,852	16,522	13,340	20,874	16,526	18,855	14,301	15,702	12,350		
ルクセンブルク		-	-	15,076	55,886	25,973	70,739	29,995	78,148	40,571	70,761	36,183	63,942	31,205		
スイス		-	-	7,185	9,055	12,968	12,109	16,108	17,347	25,172	21,311	25,040	18,654	21,535		
バーミューダ諸島		2,628	2,636	3,532	10,259	10,331	14,450	14,605	15,835	15,897	16,332	16,392	14,607	14,829		
リベリア		2,967	3,727	3,475	1,935	411	1,639	404	1,429	406	1,652	400	1,594	375		
タックス・ヘイブン合計		207,785	263,672	199,068	364,267	197,229	406,807	229,323	476,756	295,741	461,852	292,524	428,865	267,663		
世界合計		-	-	943,982	1,429,441	1,525,091	1,607,545	1,752,549	1,973,144	2,158,773	1,905,982	2,162,016	1,834,633	2,062,214		

(注) 種類

所在（所在地ベース）：与信対象の直接的な所在地により国・地域を分類。例：香港所在の日系企業に対する与信も、香港所在の香港企業に対する与信。

最終（最終リスクベース）：与信の最終的なリスクの所在地により国・地域を分類。例：シンガポールの金融機関の香港支店に対する与信は、シンガポールに分類。

(出典) 日本銀行「国際与信統計（日本分集計結果）／所在地ベース合計（クロスボーダー与信および外貨建て現地向け与信残高）」
 日本銀行「国際与信統計（日本分集計結果）／最終リスクベース合計（クロスボーダー与信および現地向け与信残高）」
 〈<http://www.boj.or.jp/theme/stat/index.htm>〉より作成。

⁽⁵⁹⁾ 富岡幸雄『税制再改革の基本構想』ぎょうせい、1994、p.70。この試算では、149国・地域をタックス・ヘイブンと見なしている。

表6 日本の銀行による与信供与（2008年12月）

（最終リスクベースと所在地ベースの比率）

（単位：百万ドル）

	最終リスクベース (A)	所在地ベース (B)	A/B
イエメン	13	2	6.5
タイ	14,635	6,723	2.2
台湾	9,128	4,426	2.1
グルジア	19	10	1.9
米国	912,454	579,220	1.6
カザフスタン	1,879	1,353	1.4
フランス	124,358	91,676	1.4
オーストラリア	52,018	40,129	1.3
ブラジル	15,487	11,995	1.3
ヨルダン	85	68	1.3
中国	25,853	20,721	1.2
インド	13,068	10,970	1.2
カナダ	45,144	38,197	1.2
カタール	4,018	3,411	1.2
スイス	25,040	21,311	1.2
ドイツ	158,462	135,174	1.2
トリニダード・トバゴ	143	123	1.2
香港	30,550	26,427	1.2
タックス・ハイブン合計	292,524	461,852	0.6
ケイマン諸島	122,768	229,522	0.5

（出典）日本銀行「国際与信統計（日本分集計結果）/所在地ベース合計（クロスボーダー与信および外貨建て現地向け与信残高）」；日本銀行「国際与信統計（日本分集計結果）/最終リスクベース合計（クロスボーダー与信および現地向け与信残高）」〈<http://www.boj.or.jp/theme/stat/index.htm>〉より作成。

の0.5%、法人税収19兆7512億円の2.2%に当たっている。

日本には、2007年の時点で、100万ドル以上の金融資産を持つ富裕層が約151万人おり、3兆8000億ドルの資産をもっている⁽⁶⁰⁾とされているが、そのタックス・ハイブンの利用の実態ははっきりしない。タックス・ハイブンの利用も含まれると推測される海外資産関連の相続税の申告漏れについて見ると、年々増加しており、2001年に47億円であったものが、2007（平成19）年には308億円と約7倍になっている（図8）。また、東京国税局は、2001（平成13）年に海外取引を利用した課税逃れ等に対応するため、「国際的租税回避スキーム解明PT」を設けて取組を強化した結果、2001年に、個人・

法人を合わせて、約205億円の申告漏れ所得を把握している⁽⁶¹⁾。

V ロンドン・サミット後の動き

1 各国の対応とピッツバーグ・サミット

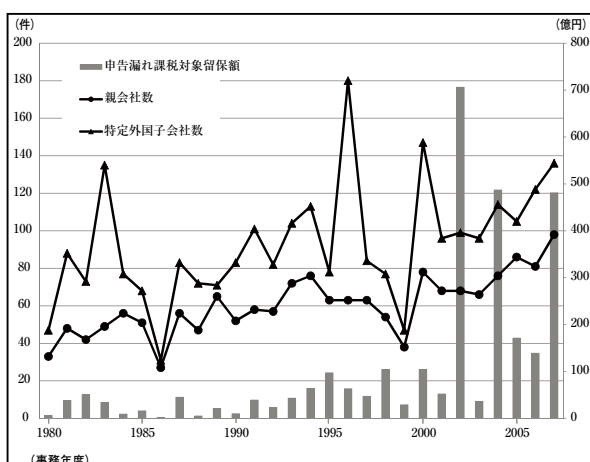
2009年4月2日にOECDのブラックリストに掲載された4か国は、4月7日には国際的な税務基準の受け入れを表明し、国名を挙げた政治的な圧力が功を奏した形となった。さらに、タックス・ハイブンとの情報交換協定の締結数も、4月のG20以降91件とサミット以前の9年間の締結数を超える数となっている（表7）。

米国では、オバマ政権が5月4日に、タックス・ハイブンを利用した租税回避を削減する

(60) 「アジア太平洋地域ウェルス・レポート（Asia-Pacific Wealth Report）2008」Capgemini/Merrill Lynch, 2008, p.3. 〈http://www.keieiken.co.jp/services/financial/APWR08/pdf/APWR2008_Japanese.pdf〉

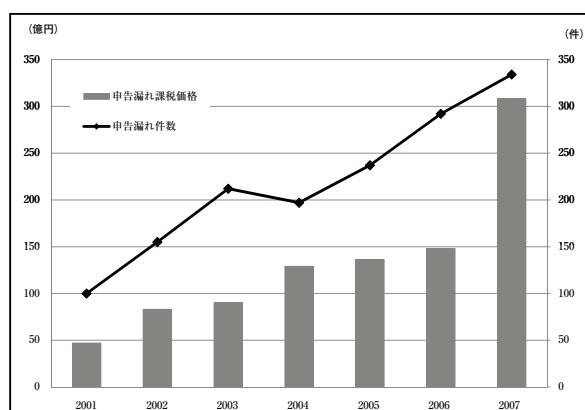
(61) 東京国税局「「国際的租税回避スキーム解明PT」設置について」2002.7.24. 〈<http://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h14/41/00.htm>〉

図7 タックス・ハイブンの子会社における税の申告漏れ



(注) 資本金1億円以上の内国法人の特定外国子会社が対象。
 (出典) 「衆議院予算委員会要求資料」財務省(大蔵省), 昭和58年~平成21年より作成。

図8 海外資産関連の相続税の申告漏れの推移



(出典) 国税庁「相続税の申告実績(平成19年分)及び調査実績(平成19事務年度分)」2008.12.
 〈http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2008/7323/01.htm〉より作成。

表7 タックス・ハイブンとの情報交換協定締結数の推移(2000年以降)

締結年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
										1/1-4/1	4/2-
締結数	1	1	6	1	0	2	0	12	22	18	91

(出典) OECD, "Tax Information Exchange Agreements (TIEAs)".
 〈http://www.oecd.org/document/7/0,3343,en_2649_33745_38312839_1_1_1_1,00.html〉
 [アクセス日: 2009.10.6]より作成。

ため、法人の移転所得への課税強化とともに、タックス・ハイブンへ資産を蓄えている富裕層への取締りを強化するための情報開示、罰則の強化を含んだ税制改革案を発表した。オバマ政権は、この税制改正全体で、10年間に2100億ドルの税収増を見込み、そのうち、タックス・ハイブンにかかる改正で法人からは865億ドル、富裕層から87億ドルの税収増を見込んでいる⁽⁶²⁾。また、この改正案には高額報酬が批判のまともになっているヘッジファンドのファンドマネージャー等の成功報酬(キャリアド・インタレスト)への課税強化⁽⁶³⁾や内国歳入庁の職員を800人以上増員することも含まれて

いる。

米国議会(111議会)では、現在タックス・ハイブンの濫用を規制する複数の法案が提出されており、オバマ政権は法案の支持を表明している⁽⁶⁴⁾。オバマ大統領は、上院議員当時の2007年2月(110議会)にレビン上院議員(民主党)が提出し、未成立の「タックス・ハイブン濫用防止法案」⁽⁶⁵⁾の共同提案者になっていた。111議会の提出法案には、レビン議員が内容を拡大して再度提出した「タックス・ハイブン濫用防止法案」⁽⁶⁶⁾も含まれている。

ドイツでは、連邦議会が7月に新たなタックス・ハイブンの規制法案を承認した。この法

(62) 「オバマ政権による税制改正案(国際税務他)」KPMG, 2009.7.

〈http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/taxnl200907_j.pdf〉

(63) U.S. Department of the Treasury, "General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals," 2009.5, pp.23-24. 〈http://www.ustreas.gov/offices/tax-policy/library/grnbk09.pdf〉

(64) 「オバマ米政権、タックスハイブンの閉鎖求める法案を全面的に支持=財務長官」ロイター, 2009.3.4. 〈http://jp.reuters.com/article/idJPnJS840304320090304〉

(65) U.S. Senate, "S.681.IS: Stop Tax Haven Abuse Act (Introduced in Senate)," 2007.2.17.

〈http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?c110:5:/temp/~mdbsYUYped::〉; 酒井孝「米国大統領選挙と海外のタックスハイブン対策(下)」『共済と保険』50(12), 2008.12, pp.44-52.

律は、ブラックリストに掲載されるタックス・ヘイブンを利用する企業や個人により詳細な情報提供義務を課すものである。この措置によって、企業から年間13万ユーロの税収増が期待されている⁽⁶⁷⁾。

9月上旬にロンドンで開催された20か国(G20)財務相・中央銀行総裁会議では、非協力的なタックス・ヘイブンに対して協力に応じない場合には2010年3月から対抗措置を行うことを宣言している。さらに、金融安定理事会(FBS)に対して、2009年11月までに規制基準に係る評価尺度と遵守状況を報告するよう求めた⁽⁶⁸⁾。

さらに、9月末にピッツバーグで開催された20か国・地域首脳会議(G20ピッツバーグ・サミット)では、ロンドン・サミット以降の目覚ましい成果を強調するとともに、G20財務相・中央銀行総裁会議が求めた2010年3月の対抗措置の実施に加えて、金融活動作業部会(FATF)に対して、2010年2月までに資金洗浄とテロ資金供与のリスクの高い国・地域のリストの公表を求めるとともに、FSBに対しては、2010年2月までに点検の手続きを開始することも求めた⁽⁶⁹⁾。

2 日本の対応

日本の企業はタックス・ヘイブンを積極的に利用しており、特に日本の金融機関はケイマ

ン諸島に設けた特別目的会社を使った証券化商品や仕組み商品を数多く組んでおり、タックス・ヘイブンの監視強化によって、証券化や富裕層ビジネスへの影響が懸念されている⁽⁷⁰⁾。金融庁が2005年に行った調査によると、日本国内の金融機関が設定したヘッジファンドのうち25%がケイマン諸島に設定され、また、国内で販売されたヘッジファンド(海外の金融機関が設定したものも含む)の51%がケイマン諸島に設定されていた⁽⁷¹⁾。

また、日本政府は、これまでタックス・ヘイブンとの租税条約の締結に消極的で、情報交換協定の締結も行っていかなかったと指摘されていた⁽⁷²⁾。これは、タックス・ヘイブンとの間には国際的に二重課税が発生しないため租税条約の締結が必要なく、条約締結によってかえって条約の不正利用の機会を招く恐れがあること⁽⁷³⁾、また、OECDの勧告⁽⁷⁴⁾においてもタックス・ヘイブンとの条約締結をしないことが勧告されていたことが理由とされてきた。一方、OECDでは、タックス・ヘイブン対策として二国間の情報交換協定の締結を促してきたが、日本は最も取引の多いケイマン諸島とも協定が未締結であり、欧米が監視強化を進めるなかで、日本の不透明取引防止への消極的な姿勢が国際的な批判にさらされるリスクが懸念されていた⁽⁷⁵⁾。

ロンドン・サミット以降、日本政府は、情

(66) U.S. Senate, "S.506: Stop Tax Haven Abuse Act," 2009.3.2.

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=111_cong_bills&docid=fs506is.txt.pdf;

ジョー・ストップスほか「英国及び米国における法人税制度の最新動向」『租税研究』717, 2009.7, pp.259-286.

(67) "German parliament approves stricter rules to combat tax evasion," *BBC Monitoring European*, 2009.7.3.

(68) 「金融システムの強化に向けたさらなる取組に関する宣言(仮訳)」財務省, 2009.9.5. http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20_210905_2.htm

(69) 「首脳声明 ピッツバーグサミット(仮訳)」外務省, 2009.9.24.

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html

(70) 「G20、租税回避地の監視強化-邦銀の体制見直し迫る」『日本経済新聞』2009.4.9, 夕刊.

(71) 『ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点』金融庁, 2005.12. pp.9-13.

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/sonota/f-20051213-1.pdf>

(72) 増井 前掲注(26)

(73) 水野忠恒編『国際課税の理論と課題(改訂版)』(21世紀を支える税制の論理 第4巻) 税務経理協会, 1999, p.22.

(74) OECD, *op.cit.* (23), p.69.

報交換を主な目的とした租税条約の締結の交渉を開始し、6月にスイスとの間で租税に関する国際標準に基づく課税当局間の実効的な情報交換を可能とする租税条約の改定に基本合意した⁽⁷⁶⁾。また、租税条約を締結していないバーミューダとの間で国際標準に基づく実効的な情報交換協定に基本合意⁽⁷⁷⁾し、タックス・ハイブンとの間のはじめての協定を結ぶことになった。また、証券取引等監視委員会では、企業のタックス・ハイブン経由の増資の実態把握を強化し、企業への自主的な規律強化を求めるとともに、一定のルール整備を検討する⁽⁷⁸⁾としている。

一方で、現行のタックス・ハイブン税制について形式的で簡素すぎる課税制度の抜本的な検討の必要性⁽⁷⁹⁾や複雑化するタックス・ハイブンを利用した課税逃れに対する徴税組織の取組の遅れ⁽⁸⁰⁾を指摘する声もある。

おわりに

OECDのブラックリストに掲載された4か国がリスト公表直後に基準の受け入れを表明した結果、非協力的なタックス・ハイブンはなくなったことになるが、有害な租税競争という問題が解決されたわけではない。OECDのリストそのものが、中国の反対により香港、マカオがリストから外されたように、政治的妥協の産物であり、記載されなかった国・地域にも問題となる地域が残っていることが予想される。

合意された情報交換の進展の結果、新たにタックス・ハイブンへ資金を隠すことは困難になることが予想されているが、これまでにタックス・ハイブンに蓄積されている資金が解明できる程度までに透明性が向上するには相当の時間がかかるであろうこと⁽⁸¹⁾も指摘されている。情報交換だけで、タックス・ハイブンの濫用防止が困難なことは、1980年代から情報交換協定を締結してきた米国において、未だ濫用の防止が十分できずに、新たな規制措置を進めようとしていることから窺える。

課税権は重要な国家主権であり、他国が必要以上に干渉することは困難である。その結果、必然的に国によって税制の差異が生じる。グローバル化した経済環境と資本の移動性の高まりは、このような税制の差異を活用した企業の財務戦略を生み出している。欧米では、「タックス・アービトラージ（租税裁定取引）」と呼ばれる企業活動が、大手会計事務所などの高収益ビジネスとなっており⁽⁸²⁾、租税制度の違いがある限り、政府による規制強化と企業などによる規制回避とのいたちごっこが続かざるを得ないことも予想される。

一方で、有害な租税競争による過度の税率引き下げは、最終的にいずれの国も十分な税収を得られない、「底辺への競争」(race to the bottom)という事態を引き起こす恐れがある。また、非協力的なタックス・ハイブンの存在が、有害な租税競争を抑制しようとする各国の合意の実効性を限定的なものにするとも指摘されて

(75) 前掲注(70)

(76) 財務省「報道発表：スイス連邦との租税条約の改正について基本合意に至りました」2009.6.26. <<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy210626sw.htm>>

(77) 財務省「報道発表：バーミューダとの情報交換を主体とした租税協定が基本合意に至りました」2009.6.26. <<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy210626be.htm>>

(78) 「租税回避地経由の増資 実態把握を強化 監視委不正取引防止」『日本経済新聞』2009.7.7.

(79) 小島俊朗「タックス・ハイブン税制の現在の意義と今後の展望」『租税研究』715, 2009.5, pp.188-209.

(80) 中里実『タックスシェルター』有斐閣, 2002, pp.165-166; 本庄 前掲注(5), pp.134-135.

(81) 矢内一好「第2回金融サミットで合意したタックスハイブン規制強化の動向」『税研』146, 2009.7, pp.59-64.

(82) 倉都康行「タックスハイブン（租税回避地）包囲網狭まる国際金融の要」『日経ビジネス』1503, 2009.8.10・17, pp.74-77.

いる⁽⁸³⁾。この点で、サミットでのリスト公表とその後の情報交換協定締結の進展は、一定の成果をあげたと言える。

また、リスト公表の観点では、タックス・ヘイブンを利用する側の銀行などをブラックリストとして公表することが、タックス・ヘイブンを閉鎖に追い込む有効な手段になるとの指摘もある⁽⁸⁴⁾。企業活動の社会的責任が問われる現代社会において、企業名等を公表するという方法は、多国籍企業等によるタックス・ヘイブ

ンでの租税回避活動を牽制するための有効な対策の一つとなる可能性がある。

さらに、タックス・ヘイブンの濫用が各国の税制の違いに起因することを考えれば、国際的な税制の調和を進めることが最も重要な解決策であろう。極めて困難な課題ではあるが、国際通貨問題における国際通貨基金（IMF）や国際貿易における世界貿易機関（WTO）のように租税に関する多国間の利害を調整する仕組みを検討することが望まれる。

（やまぐち かずゆき）

83) 渡辺智之「租税競争は有害か」『財務総研ディスカッション・ペーパー』2001.5, p.11.

84) 岡部陽二「タックス・ヘイブン（租税回避地）は消滅するか」『国際金融』1202, 2009.7.1, pp.62-63.